平成２２年（フ）第１５４９号
さいたま市北区奈良町169番地９、開始決定時の住所東京都狛江市猪方３丁目14番20号
破産者　吉川　智裕
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４２号
東京都八王子市弐分方町480番地の４
破産者　株式会社夏山組
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４３号
東京都八王子市上壱分方町611番地１
破産者　新井　　清
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４４号
東京都八王子市上壱分方町611番地１
破産者　新井　淳子
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７６１号
東京都大田区西蒲田７丁目29番５号ニューカマタビル802
破産者　株式会社シグマ
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２００号
神奈川県伊勢原市東大竹1007番地
破産者　有限会社丸越建設
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８４号
山梨県上野原市大倉433番地
破産者　株式会社池田組
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第８５号
山梨県上野原市大倉433番地
破産者　池田　　修
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第４４０号
岐阜市長森細畑1806番地３
破産者　菊美　美春
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４４１号
岐阜県瑞穂市本田509番地
破産者　有限会社ホズミプレス
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２０５号
岐阜県揖斐郡大野町大字大野880番地
破産者　有限会社河本縫製
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
岐阜県恵那市串原2887番地
破産者　三宅　祐実
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１６３号
岐阜県多治見市笠原町3979番地の６
破産者　株式会社アドテク
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１６４号
名古屋市名東区猪子石２丁目1606番地　フローラル名東202号、開始決定時の住所名古屋市名東区陸前町811番地の１
破産者　吉谷　和高
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１７７号
大津市皇子が丘２丁目４―10ロータリーマンション大津京レアール609号
破産者　株式会社ＪＡＹＳ　ＬＯＶＥＳ　ＣＯＭＰＡＮＹ
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０８号
和歌山市布施屋901番地の31
破産者　株式会社伸栄
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第６００号
群馬県前橋市三俣町１―49―２　伊藤寿方、住民票上の住所群馬県高崎市寺尾町2346番地７
破産者　伊藤　公喜
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６０１号
群馬県前橋市三俣町１―49―２　伊藤寿方、住民票上の住所群馬県高崎市寺尾町2346番地７
破産者　伊藤よし江
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２３０号
埼玉県所沢市小手指町３丁目25番地の８　カーネルハイツ２―302
破産者　本村　茂美
1　決定年月日　平成23年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１９５４号
仙台市青葉区国見１丁目16番６号　コートパレス国見105
破産者　海老　正利
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５６３号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地４―16―108
破産者　佐藤紀久惠
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係